

「島根県子どものセーフティネット推進計画（第2期）」（素案）にいただいた意見等

募集期間 令和2年12月25日～令和3年1月25日
意見提出者 8名

島根県地域福祉課

1 ご質問・ご意見

No	項目	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
1	第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題 第1 島根県の状況 3 島根県における体制 (1) イ(ア) 児童相談所	○該当ページ：P39 上から3行目 「家出などにより適当な保護者や生活の場がない場合」の「家出など」の表現は一方的であるため、現状に合った表現に変えたほうが良いと思う。	「家出などにより適当な保護者や生活の場がない場合」を「 <u>保護者の病気や死亡、子どもの家出等の事情により、子どもが家庭で生活できなくなった場合</u> 」に修正します。
2	第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題 第1 島根県の状況 3 島根県における体制 (3) ア 民間団体、地域の活動	○該当ページ：P41 上から5行目 「…学習支援の取り組みも <u>少しずつ</u> 進んでいます」の「少しずつ」の表記は除外し、「近年増えつつあります」程度に収めておいた方が良いのではないかと？	県では、地域の活動について、全てを数量的に把握しているものではないため、ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ・子どもの居場所や子ども食堂における食事支援や学習支援の取り組みも、 <u>近年増えつつあり、地域によっては活発に課題に取り組まれているところもあります。</u>
3	第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題 第2 子どもと保護者を支援する上での課題 4 関係者間の連携、施策の周知の促進	○該当ページ：P44 上から11行目 「子どもの貧困に関する制度は、 <u>現在でも多数ありますが…</u> 」の表記は、現状を指す文言とわかるが、もうすこし、認知不足と制度利用の関連性について、利用者目線で表記した方が良いのでは？	子どもの貧困に関する施策や支援制度は、福祉、教育、雇用などの多方面にわたり、制度の認知不足等により利用されない事例があることを課題として、挙げているものですので、ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 <u>貧困の状況にある子どもやその家庭が、子どもの貧困に関する制度を知らなかったり、手続きがわかりにくいため制度利用に至らない事例をなくし、個々の困窮世帯の状況に応じ、多方面にわたる制度を確実に利用出来るための体制づくりが必要です。</u>

No	項目	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
4	<p>第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題 第2 子どもと保護者を支援する上での課題 1（3）発見から連携へつなぐ体制の強化 【例】学校と外部機関との連携イメージ</p>	<p>○該当ページ：P52 学校プラットフォーム化による子どものセーフティネット推進については、SSWの配置拡大と活用が重要な視点と考える。 52ページに示された「【例】学校と外部機関の連携イメージ図」に関して、子どもの抱える問題は、長時間滞在して学習、活動等を行っている「学校」が最も気付きやすいが、表面化している課題以外の視点で、各事象（ケース）を見ていく姿勢がさらに学校に求められるため、その視点でケース検討をするために、外部からの参画者が必要である。 この「役」の担い手としてのキーパーソンはSSWであると考えことから、イメージ図は下記のとおりになると考えるがいかがか。</p>	<p>この項目では、課題を抱えている子どもやその家庭を早期に発見し、支援につなぐためには、福祉や保健、教育などの関係機関の連携体制が重要であることから、その強化について記載しています。 地域における各機関の体制や支援の必要なケースへの関わり方は、それぞれ違っており、その入口となるのは生活困窮者自立相談支援機関などの福祉関係機関であったり、ご意見にある学校であったりと考えています。 【例】として掲載しているのは、あくまでイメージ図ですので、今後連携に活用できる資料等の内容については、上記を踏まえながら検討してまいります。 図の下に「（注）このイメージ図は、あくまで一例であり、貧困状態にある子どもを支援するための連携体制は、各地域の実情等によって、それぞれ変わってきます。」と付記します。</p>
	<p>また、生徒指導上の課題に主体的に対応するのは学校です。個々のケースについて、どこに課題がありどのような道筋で解決を図っていくか考えていく場の一つがケース会議であり、その中で意思統一をしながら子ども達の最善を願って対応しています。SSWは独自で動くものではなく、学校やケース会議のメンバーと協働してはじめて成果が上がるものです。 貧困が起因するケースでも、心理面が優先されるケースもあれば福祉面が優先されることも考えられ、状況に応じたメンバーで、場合によっては会議を重ねるなかでメンバーも変わることもあり得るなど、臨機応変に対応していきます。</p>		
5	<p>第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題 第2 子どもと保護者を支援する上での課題 2 「島根県子どもの生活に関する実態調査」報告書の概要</p>	<p>○該当ページ：P28 ①、②はどの層問わずに、知らないが多い。学校を起点として、親に教える機会を作った方がよい。全体で金融的知識の底上げを図る必要がある。</p>	<p>ご意見のとおり、「島根県子どもの生活に関する実態調査」の結果では、いずれの層も支援制度等の更なる周知の必要性が表れています。 計画では、第2 施策体系 2 子どもの健全な成長に対する支援 3 保護者に対する支援 の冒頭に記述していますが、今回のご意見も参考とさせていただきますながら施策を進めていきます。</p>
6	<p>第2章 島根県における子どもの貧困対策 第2 施策体系 2 子どもの健全な成長に対する支援 3 保護者に対する支援</p>	<p>○該当ページ：P54、P58 日本FP協会は、生活困窮者支援、ひとり親家庭等生活向上事業をしていますが浜田市で活用された事がないです。P58（保護者に対する支援）では遅く、P54（子どもの健全な成長に対する支援）と並行して支援すれば生活保護回避出来るのに制度が使われていない大問題がある。</p>	<p>保護者だけでなく子ども年代からの、経済的自立に向けた金融教育などの必要性についてのご意見と考えますので、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

No	項目	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
7	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第2 施策体系 6 対策推進のための体制整備 (1) 推進のための組織体制	○該当ページ：P65 ○項目名：体制整備 民間有識者に子ども食堂関係者、民間の自立支援事業関係者も入れたらどうか。末端で接しており、ヒントを多く持っている事もあるので。	計画の推進状況等については、有識者や関係機関の代表者で構成する「島根県子どものセーフティネット推進委員会」でご意見等をいただいています。 次年度、委員の改選時期となりますので、ご意見を参考とさせていただきます。
8	全体（計画全般について）	○該当ページ：計画全般 子どもの貧困は可視化しにくく、表面化しにくいので、そういった少しでもつながりのある部分から意見や情報を集めるしかない。 適応指導教室（教育支援センター）、フリースクールやフリースペース（居場所）にも個別に照会してほしい。	今回の計画策定にあたっては、有識者や関係団体等で構成する策定委員会を設置し、委員の皆さまには、それぞれの分野からのご意見をいただいています。 また、市町村や子ども食堂を運営されている方からの意見徴取や広く県民の方から、ご意見をいただくパブリックコメントを実施したところです。 ご意見のとおり、子ども貧困は可視化しにくいと言われており、直接困難を抱える子どもたちの支援をされている方などからのご意見は貴重なものであると考えています。 今後も本計画により子どもの貧困対策を進める中で、こういったご意見を反映することが出来るよう、様々な機会を活用していきます。
9	全体（計画全般について）	○該当ページ：計画全般 民間主体で出来る範囲のこととして、子ども食堂に可能性はあるが、それだけでは子どもの貧困は解決しないと考えている。 解決したいのであれば所得の再配分や労働環境の改善などにより、「大人の貧困」を解決していくべきです。 また、「施策推進のための成果目標（2）子ども食堂新規開設数」とあるが、これだけでは、 ①子ども食堂が貧困解消へ大きな効果があるとの誤解が更に広まる ②子ども食堂が子どもの貧困対策の目玉施策となって他の施策が生まれてこなくなる といったことが考えられる。	ご意見のとおり、子どもの貧困対策を進めるために取り組む施策は多方面にわたり、計画中には、福祉、教育、雇用などの各分野の事業を体系化しています。 困難な状況にある子どもとその保護者の課題の多くは、経済的困窮から起因していることもあり、これに対する施策は引き続き進めていく必要があります。 また、昨年度実施した「島根県子どもの生活に関する実態調査」の結果では、子どもとその保護者を地域等で支援するために、学校、家庭以外の第3の居場所の必要性も出てきたところです。 今回の計画においても、新たにこの子どもの居場所に対する取り組みを、市町村等と進めていく中で、単なる「子ども食堂」のみの推進に終わるのではなく、地域や県民意識の醸成や次の子どもの貧困対策へ向けての足がかりとしたいと考えています。 今後も、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。
10	【解説】この計画における「子どもの貧困対策」	○該当ページ：P3 3 すべての人を対象とし（教育全般、奨学金、保育など） →「労働環境、所得の再配分」は入らないか。	様々な対策が該当すると思いますが、この項目では県（及び市町村）が直接的な支援施策として取り組めるものを、主なものとして例示しています。

No	項目	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
11	第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題 第2 子どもと保護者を支援する上での課題 2 「島根県子どもの生活に関する実態調査」報告書の概要	○該当ページ：P16 ②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如 →「いざという時の5万円（以上の貯蓄）」「自転車を所有している」を剥奪指標として入れてはどうか。	ここで定義している、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如の判断項目は「島根県子どもの生活に関する実態調査」の回答項目ですが、アンケート実施の際に、できるだけ回答していただきやすいように、項目数を厳選したうえで、実施しました。 ご意見の項目については、次回調査の際の参考とさせていただきます。
12	第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題 第2 子どもと保護者を支援する上での課題 2 「島根県子どもの生活に関する実態調査」報告書の概要	○該当ページ：P27 ○項目名：無料や低額で…（食事・勉強） →質問に「無料や低額の場を利用すると周囲の目が気になるか」（スティグマについて）といった内容を入れてはどうか。	「島根県子どもの生活に関する実態調査」の回答項目は、アンケート実施の際に、できるだけ回答していただきやすいように、項目数を厳選したうえで、実施しました。 ご意見の項目については、次回調査の際の参考とさせていただきます。
13	第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題 第1 島根県の状況 3 島根県における体制 (2) 学校など教育分野の体制	○該当ページ：P39～P41 適応指導教室（教育支援センター）にも言及するべきかと思う。	現状は、島根県として市町の教育支援センターへ財政的な支援を行っております。P39（2）アの様々な教育施策、また、P40ウの関係機関の中に含まれています。
14	第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題 第1 島根県の状況 3 島根県における体制 (3) ア 民間団体、地域の活動	○該当ページ：P41 →居場所（フリースペース）、サードプレイスについても言及が必要かと思う。近年はその重要性が内閣府の研修などでも発信されている。	ここでは、島根県の現状に関する記述であり、広義の意味で「子どもの居場所」という表現に包含したものとしています。
15	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第1 基本方針 1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備	○該当ページ：P45 (学校プラットフォームについて) →具体性に乏しいと感じます。学校内居場所作りを進めるとか、学用品の個人負担を減らし学校の備品としていくとか、そういったことから始めてはどうか。	教育委員会では、39ページ以降に記載のとおり学用品の支援等を行っています。学校内居場所作りについては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
16	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第1 基本方針 4 子どもの居場所に対する支援	○該当ページ：P45 地域での居場所づくりだけでなく、学校内の居場所づくりの重要性にも言及してほしいですし、研究してほしい。	ご意見のとおり、子どもの居場所については、様々な支援への入口にもなることも期待出来ると考えますので、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
17	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第1 基本方針 5 子どもの学びに対する支援	○該当ページ：P45 学校外での学びの場の保障することや、学校での平面的平等主義や指導万能主義を改めていくことを上手く盛り込めないか。	ここでは、他の項目と同様、大きくりに子どもの学びに対する支援の考え方を記載しており、各種施策などにつきましては、同文中にある「質の高い教育」に包含したものとしています。

No	項目	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
18	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第2 施策体系 2 子どもの健全な成長に対する支援 (1) 安心の確保 ウ 食育活動の推進	○該当ページ：P55 →学校内子ども食堂（特に朝食支援）、学校内居場所（カフェ）の活用は食育活動よりも直接的に効果があると考えますがいかがか。	いただきましたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
19	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第2 施策体系 1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備 (1) 保護・支援が必要な子どもや保護者の発見 イ 学校、幼稚園、保育所等における発見	○該当ページ：P51 学校内子ども食堂、学校内居場所（カフェ）に早期発見や中退予防、不登校予防の機能があると考えます。	いただきましたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
20	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第2 施策体系 3 保護者に対する支援	○該当ページ：P58～ 居場所的な支援が足りないと感じます。	ご意見も参考にしながら、今後どのような支援が可能か検討していきます。
21	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第2 施策体系 4 子どもの居場所に対する支援	○該当ページ：P63 →教員にユースワーク（若者支援）の視点を入れる必要がある。学校内居場所の必要性が高いと考えます。	いただきましたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
22	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第2 施策体系 5 子どもの学びに対する支援 (4) 学校における就学継続のための支援	○該当ページ：P64 →学校内居場所（カフェ）が有用であると考えられます。また、学校内居場所でなくても、学校に外部人材（校長の指揮下にいない）が必要であると考えます。	いただきましたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
23	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第2 施策体系 6 対策推進のための体制整備 (5) 施策推進のための成果目標	○該当ページ：P66 →ア、イの2つでは不十分であると考えます。 また、計画全般についての部分で書いた理由で子ども食堂のみを前面に出すことは反対です。	第2期計画で始めて、具体的な成果目標を設けたところです。併せて県で把握できる各指標についても、毎年その数値を把握していきますので、施策を進める中で新たな成果目標の項目についても検討していきます。

No	項目	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
24	第3章 事業計画 1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備 (1) 保護・支援が必要な子どもや保護者の発見 イ 学校、幼稚園、保育所等における発見	○該当ページ：P72 学校については特に、学校内子ども食堂や学校内居場所カフェを活用すると早期発見につながるようです。	いただきましたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
25	第3章 事業計画 1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備 (2) 問題の共有と役割分担の決定 ア 要保護児童対策地域協議会	○該当ページ：P72 以前適応指導教室で支援していた生徒について、市教委の指導主事が報告書のみを参考にして会議へ参加していてピントが外れた議論になっていた。 しっかりと現場担当者から情報収集ができたり、現場担当者がそのケースの時間だけ（オンラインで）出席できたりする等の仕組み作りが必要と思う。	要保護児童対策地域協議会が、その機能を十分に発揮できるよう（各種会議の開催にあたっては）事前に各参加機関へ会議の目的等を周知しておくなど、より効果的な運営等について、市町村に働きかけます。
26	第3章 事業計画 3 保護者に対する支援 (3) 就労の支援 ウ ひとり親家庭	○該当ページ：P84 →学校プラットフォームの活用を進め、学校という場所で日常的に保護者支援ができると良いと思う。（教員がやるという意味ではなく、学校内に教員以外の支援者が居たり、生徒以外に対応する相談窓口があるイメージ）	ご意見は、福祉部門と教育部門との連携を含めて、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
27	第3章 事業計画 5 子どもの学びに対する支援	○該当ページ：P89～P90 通信制高校在籍生徒へ地域の居場所等を活用した学習支援があると、レポート作成や定期テスト対策がスクーリングでは不十分な生徒にとっての中退予防支援になると思う。	いただきましたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
28	第3章 事業計画 5 子どもの学びに対する支援 (4) 学校における就学継続のための支援	○該当ページ：P91 学校内居場所カフェ、学校内子ども食堂が就学継続に向けて大きな役割を果たす可能性がある。また、中退等で就学が継続できなくなった後にも、居場所カフェ等に外部支援者が入っていれば、その支援者（支援組織）と生徒が繋がっていくことができる。	いただきましたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
29	全体（計画全般について）	○該当ページ：計画全般 学校内居場所カフェも子ども食堂と同じく万能ではなく、これを実施すれば全てが解決するという類いのものではないが、現状ではこれに代わる機能がほとんどない。 学校に所属のない若者に対しては就労支援ばかりのような印象があるが、直線的には就労を目指していない若者支援のメニューが増えるとよい。	いただきましたご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

No	項目	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
30	全体（計画全般について）	子供を取り巻く環境に多くの困難があり、何か関わっていく必要があるのでは？という所から子ども食堂を始めたが、もっとこの様な場がいろいろなコンセプトで出来るとよい。（食事でも、学習支援でも、野外活動でもよいと思うので、子ども達にもっと選択肢を沢山あげて欲しい。）	現在、各地域で運営されている子ども食堂の役割は、支援の必要な子ども達にとって大きいものであると考えています。ご意見を参考にしながら、今後は、県・市町村がどのような関わり方が出来るのか、検討していきます。ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。
31	第1章 「子どもの貧困」を取り巻く現状と課題 第2 子どもと保護者を支援する上での課題	○該当ページ：P43～44 項立ての表記を「1 問題の早期発見・介入について」「保護者への適切な支援について」としてはどうか（課題という内容に対して「困難さ」「必要性」という言葉には違和感がある）。併せて、P44のまとめの表現も揃える。	ご意見を踏まえ、課題の項立てを 1 問題の発見・介入 2 保護者等への適切な支援 3 子どもへの支援のための環境づくり 4 関係者間の連携、施策の周知 に修正します。
32	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第2 施策体系 1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備	○該当ページ：P50 発見から支援までの全般に共通する内容として、タイトル「1 発見から保護・支援につなぐ体制の整備」の後に加筆挿入 ○内容 「子どもの貧困に係る問題を早期に発見し、支援につなげるためには、子どもの状況等に係る気づきを迅速に集約し、情報を共有すること、課題の改善に向けて様々な立場からアプローチしていくことが重要です。したがって、市町村においては、関係者をつなぐ部署もしくは担当者を明確にするとともに、コーディネート機能を強化し包括的に支援していく必要があります。」	ご意見のとおり、子どもの貧困対策にあたっては、関係者間の情報共有等が重要ですが、市町村における体制等については、それぞれの状況に応じながら構築する必要があると考えます。県、市町村で構成する「子どものセーフティネット推進会議」等においても、取り組みながら進めていきます。
33	第3章 事業計画	○該当ページ：P88、P89 4-ア 子どもの居場所に対する支援、5-(3) 地域等における学習支援 →「ひとり親に家庭対する子どもの生活・学習支援事業」についての記載がない。実績は少ないと思うが、事業が継続されているならば、居場所・学習支援に位置付けるべきでは。	ご意見を踏まえ、「生活困窮者世帯及びひとり親世帯」と記述を修正しました。
34	全体（計画全般について）	○該当ページ：計画全般 ○項目名： この5年間の取組に対する評価、検証、課題に対する分析が十分見えない。また、それを踏まえた課題設定、方針、取組みとつながっていく必要があると思う。	計画期間（H27年度～R2年度）中における、それぞれの施策の評価、検証は、各実施機関や「島根県子どものセーフティネット推進委員会」で年次毎に行ってきたところですが、県内の子どもの貧困の状況が見えづらいこともあり、「子どもの生活に関する実態調査」の実施に至ったところです。今回の計画は、この実態調査結果から見えた課題を踏まえ、検討のうえ策定を進めていますが、今後は、これをベースに施策を進めるとともに、併せて、検証も行っていきます。 <u>併せて、計画期間中の指標の推移を資料として挿入・追加します。</u>

No	項目	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
35	第3章 事業計画	○該当ページ：P77、P92 「生活福祉資金貸付事業」：事務費助成事業は必要？	ご意見を踏まえ、削除します。
36	第3章 事業計画	○該当ページ：P77、P92 ○項目名：「保育士修学資金貸付事業」の概要 「介護福祉士等修学資金貸付事業」と同様の返還免除制度があると思います。	ご意見を踏まえ、「介護福祉士修学資金貸付事業」と「保育士修学資金貸付事業」の記述を修正し、書きぶりを合わせました。
37	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第2 施策体系 4 子どもの居場所に対する支援 (2) 地域等による支援のための取り組み	○該当ページ：P63 放課後児童の居場所づくりを目的として毎週月曜から金曜日まで開いている。平日は宿題や、自由遊びを中心に楽しみながら過ごしている。土日や長期休業日等の休みの日には特別の企画をして申し込みをした子どもを対象に様々な体験活動を行っている。 いろいろの課題があるがその中で主なことは次のような点である。 (1) 市町村からの支援が放課後児童クラブに比べて少ない。 (2) ボランティアとして子育てパートナーをする人がなかなかいない。交通費や時間給相当の支援があればよい。	現在、各地域で運営されている子ども食堂の役割は、支援の必要な子ども達にとって大きいものであると考えています。 ご意見を参考にしながら、今後は、県・市町村がどのような関わり方が出来るのか、検討していきます。 ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。
38	第2章 島根県における子どもの貧困対策 第2 施策体系 6 対策推進のための体制整備 (5) 施策推進のための成果目標	○該当ページ：P67 子どもの貧困家庭が多少把握できるとの思いで子どもの居場所を民生児童委員が中心となり立ち上げた。社会福祉協議会や企業の助成金で必要な器具は揃えることが出来ましたが行政からの援助・協力がほとんどないことは残念に思う。	現在、各地域で運営されている子ども食堂の役割は、支援の必要な子ども達にとって大きいものであると考えています。 ご意見を参考にしながら、今後は、県・市町村がどのような関わり方が出来るのか、検討していきます。 ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。
39	第3章 事業計画	○該当ページ：P88、P90 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業 →概要欄に「…高校中退防止のため支援…」と記載がありますが、高校中退防止のための支援には、高校を所管する島根県教育庁の関わりが欠かせないことから、実施主体に「県」を追加していただくことが適切と考える。	「生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業」は、市町村が実施主体として行われるもので、高校生年代への相談支援等も対象としており、該当の記述となっています。 第3章の事業計画では、各事業の概要と実施主体を記載していますが、それぞれの事業の関係機関は多数ありますので、現在の実施主体のみの記述としています。